

# 社会福祉法人かすかみ会行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

## 2. 内容

目標1：令和4年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間12時間未満とする。

### <対策>

- 令和2年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和2年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- 令和2年4月～ 職員会議等による社員への周知
- 令和2年4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

### <対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う
- 令和2年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

目標3：子の看護休業を年間5日間分消化出来る。  
計画期間中に時間単位で取得できる制度を導入する。

### <対策>

- 令和2年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を2回実施
- 令和2年4月～ 職員会議等による社員への周知
- 令和2年4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施